

社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭を両立させることができ、全ての職員が能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）

2 内容

(1) 子育てを行う職員の職業生活と家庭環境等の両立を支援するための雇用環境の整備

①育児休業取得率の維持・向上、育児短時間勤務制度の周知の継続

目標 ・次世代を担う子どもが健やかに育つ環境が家庭で作られるよう引き続き育児休業取得率の維持、特に男性職員の平均育児休業取得率を50%以上とする
・育児短時間勤務制度の利用状況を定期的に確認し、制度の周知を継続する

対策 令和7年6月から

制度内容等について資料を配布するなど職員に周知する

②円滑な職場復帰

目標 専門資格や休業前のスキルが活かされる育児休業後のスムーズな現職復帰を図る

対策 令和7年4月から

休業取得者やその上司等の面談を実施し、職場の状況や休業者の働き方の希望を確認することを継続する

(2) 働き方の見直しに資する労働条件の整備

①各月ごとの所定外労働時間の削減

目標 ・残業が常態化しないように業務の効率化や見直し等を行い所定外労働時間を削減する
・フルタイム職員の各月ごとの所定外労働時間数を20時間未満とする

対策 令和7年4月から

・各部署で設定した週1回のノー残業デーの実施及び定着を図る
・各部署会議等で業務の効率化や見直し等について話し合う

②年次有給休暇の計画的な取得

目標 年次有給休暇の取得促進、半日・時間単位の取得を推奨し、柔軟な活用を促進する

対策 令和7年4月から

年間5日取得はもちろんのこと、各部署で計画的な年次有給休暇の取得に取り組むとともに、学校行事や家族の記念日など子どもや家族と過ごす時間のための年次休暇の取得を促進する

(3) 雇用環境の整備以外の取り組み

(その他次世代育成支援対策に関する事項)

目標 インターンシップ等、職場体験を積極的に受け入れ就業体験の機会を提供、採用機会の確保やその他の雇用管理の改善を行う

対策 令和7年4月から

インターンシップ・実習等を受け入れる事業所として関係機関に引き続き登録し、受入れを継続する